

清末における加藤弘之の著作の翻訳および受容状況

— 『強者の権利の競争』とその中国語訳を中心に—

宋曉煜¹

要旨

清末には、加藤弘之の著作が一時盛んに中国語に翻訳され、出版された。この現象について、従来の研究は、中国が加藤を通して進化論を受容したという経路の言及に止まっている。しかも、梁啓超が加藤の著作を紹介したことに留意はしているが、初期の在日中国人留学生の翻訳作業や受容状況に関する研究は非常に少ない。そこで本稿では、まず加藤の著作の中国語訳に関する史料を整理し、在日中国人留学生の翻訳作業や受容状況を研究する意義を明確にする。その上で、加藤弘之著『強者の権利の競争』とその中国語訳を中心に据えて比較対照を行い、留学生である楊蔭杭が訳者として、本書に対してどのような認識を持っていたのかを検討する。

キーワード：加藤弘之 翻訳 楊蔭杭 『強者の権利の競争』 『物競論』

I. はじめに

明治時代において、加藤弘之（1836年～1916年）のような学者は稀にしか見られない。幕末から明治初期まで、彼は天賦人權論を持論として積極的に紹介したが、1879年、1880年に行った演説で天賦人權論を批判しはじめ、1881年にはかつての天賦人權論に関する著作を絶版にし、翌年『人權新説』を公刊して以降は、もっぱら進化論の研究に努めるようになった。この出来事は彼の「転向」とよく言われている。

これまで、加藤の著作、演説、読書備忘録、草稿、政治活動などについて様々の角度から多くの研究がなされてきた²。松本三之介は加藤のいわゆる「主義の変化」が、「天賦人權主義から進化主義へ」という思想内容の転換であったと同時にまた、彼の表現を借りれば、「眼目主義」から「因果主義」への転換、す

なわち当為（ゾレン）指向性から存在（ザイン）指向性へという思考態度の転換という意味をもっていた」と指摘している³。また、渡辺和靖は、加藤の思想全体を三つの時期、即ち、「政体」論の時期、政治的「進化論」の時期、倫理的「進化論」の時期に分け、それを「儒教と西洋思想の係わりの在り方の変遷として理解」し、加藤を「明治とともに思索した大河的思想家」として高く評価した⁴。

しかし、清末における加藤の著作の翻訳および受容状況についての研究はそれほど多くない。中国では加藤を通して進化論を受容したという経路に触れるにとどまり、例えば、王中江は加藤の著作の中国語訳を6点挙げているが、その中国語訳がどの原著をもとにして翻訳されたのか、どのような版が存在したのか、訳者がどのような人物なのかに関しては全く言及していない⁵。また、梁啓超（1873年～1929年）は加藤の著作を紹介したことによってこれまでも注目されてきたが、在日中

国人留学生の翻訳作業や受容状況に関する研究は非常に少ない。

本稿はまず加藤の著作の中国語訳についての史料を整理し、彼の著作が多く翻訳された原因を分析し、在日中国人留学生の翻訳作業や受容状況を研究する意義を明確にする。それから、『強者の権利の競争』とその中国語訳を選び、訳書を原著と対照して分析し、初期留学生の一人である楊蔭杭が訳者として、

どのように加藤の思想を受容したのかを考察する。

II. 加藤弘之の著作の翻訳とその原因

清末には、加藤弘之の著作が一時的にかなり多く翻訳され、出版された。筆者が調査した限りでは、その中国語訳は計9点あり、以下の表の通りである⁶。

表 加藤弘之の著作の中国語訳

	原著	中国語訳	訳者	出版社／雑誌	その他
①	「各国憲法の異同」1895年 ⁷	「各国憲法異同論」1899年	梁啓超	横浜：『清議報』第十二冊、第十三冊	⑦作新社訳『加藤弘之講演集』の第二冊59-78頁に「各国憲法之異同」という訳文がある。
②	「十九世紀に於ける思想の変遷」1900年	「十九世紀思想変遷論」1900年	無記名	横浜：『清議報』第五十二冊	
③	『強者の権利の競争』1893年	『物競論』1901年	楊蔭杭	東京：訳書彙編社	1901年に『訳書彙編』の第四、第五、第八期に連載され、同年、単行本として訳書彙編社、1903年には作新社によって出版された。
④	『天則百話』1899年	『天則百話』1902年	呉建常	上海：広智書局	
⑤	『天則百話』1899年	「加藤博士天則百話(一)」1902年	梁啓超	横浜：『新民叢報』第二十一号	原著の第一、第十三、第十四、第九十四話を翻訳した。
⑥	『道德法律之進歩』1894年	『政教進化論』1902年	楊廷棟	上海：出洋学生編輯所	広智書局版もある。
⑦	『加藤弘之講演全集』1900年	『加藤弘之講演集』1902年	作新社	上海：作新社	訳書の第一冊は1902年7月に公刊され、同年9月に再版発行となった。第二冊は同年12月に公刊された。
⑧	『人權新説』1882年	『人權新説』1903年	陳尚素	東京：訳書彙編社	加藤は1883年の『人權新説』第三版で増補改訂を行った。陳尚素訳『人權新説』は第一版を訳している。
⑨	『道德法律進化の理』1900年	『道德法律進化之理』1903年	金寿康、楊殿玉	上海：広智書局	

上の表が示しているように、清末における中国語訳の加藤の著作はすべて「転向」以後

のものであり、したがって、進化論に基づく著作である。さらに、これらの著作の中国語訳は1899年から1903年にかけての数年間においてのみ出版され、その後は1931年(民国20)まで新たな中国語訳が見られないことも興味深い⁸。その理由は当時の時代状況と深くかかわっており、具体的には以下の要因に求めることができるだろう。

その一：中国国内の進化論ブームにより需要が高まった。

1897年12月から、嚴復訳『天演論』が連載されはじめ、それを皮切りに、進化論は中国で一躍脚光を浴びるようになった。胡適の回顧によると、「『天演論』は出版後数年ならずして、全国を風靡し、たうとう中学生の読み物にまでなった」⁹。多くの中国人読者が弱肉強食という帝国主義の論理によって絶大な刺激を受け、その思想的ベースとなった進化論が注目されるようになった。しかし、当時はまだ嚴復のように英語が堪能な訳者が少なかったため、中国人読者の知識欲を満たすために西洋から直接進化論関係の論説を紹介することは難しかった。その結果、日本の進化論に関する著作を翻訳することが求められるようになったと考えられる。

その二：進化論を唱えた加藤弘之は日本での知名度が高かった。

日本で最初に進化論を本格的に紹介したのは、アメリカ出身の動物学者のモース(Edward Sylvester Morse, 1838年～1925年)である。モースは1877年9月から東京大学で進化論の講義を開講し、10月から進化論に関する公開講演も行った¹⁰。その時、加藤は東京大学法・理・文三学部総理であった。加藤がモースの講演を聞いたかどうかは不明であるが、1877年12月より1879年5月に至る間に執筆された読書備忘録、『疑堂備忘 第一冊』から、加藤がダーウィン(1809年～1882年)の著書を読んでいたことが分かる¹¹。1882

年、加藤は『人権新説』を出版し、進化論を用いて天賦人権論を批判した。自由民権運動が高揚しつつあるなか、このような「転向」は民権論者を強く刺激し、矢野文雄、植木枝盛などの駁論が相次いだ。これらの駁論に応じるために、加藤は第三版で増補改訂を行った。

『強者の権利の競争』の中国語訳の凡例は加藤について次のように紹介している。「この本は日本貴族院議員・男爵である加藤弘之によって著わされた。加藤はドイツの学術を尊び、日本の維新後のドイツ学の権威である」¹²。加藤が権威ある学者でありながら同時に政治的にも高い地位を占めていることが言及されており、これもまた彼の著作が数多く翻訳された一因であろう。

その三：梁啓超が加藤の著作に興味を持っていた。

嚴復訳の『天演論』が出版される前、梁啓超はすでにその草稿を読み、進化論に強い関心を持つようになった。戊戌政変(1898年9月21日)の後、彼は日本に亡命し、加藤弘之の「転向」以後の著作をかなり多く読んで紹介した。例を挙げると、1899年、梁は『清議報』の第十二冊、第十三冊で加藤の「各国憲法の異同」を翻訳し、1902年、『新民叢報』第二十一号では加藤の『天則百話』中の短い文章を4つ選んで翻訳した。

また、『天則百話』の第九十四話、「利己心の三種」の中で、加藤は利己心を三種類に分けて、「第三種の変形的利己心、即ち所謂利他心には、物的心的の二類あり」¹³と述べ、「其利己心の高等なるものに至りては、身的快樂よりも、寧ろ心的快樂を求むるものとなるなり。是れぞ真に高尚優美なる利他心となるものなり」¹⁴と指摘した。梁はこの文を訳した後、自らの案語を入れているが、そこに次のような一文がある。「本稿では物的利己心について具体的に説明していないが、博士

が著した『道德法律進化の理』はこれに関して最も詳しく説明している。他日この本の内容を選んで翻訳するつもりである」¹⁵。この案語から、梁がすでに加藤の『道德法律進化の理』を読み、利己心や利他心についての論述に興味を持ったこと、またそれを翻訳するつもりがあったことが明らかである。結局、梁啓超訳の『道德法律進化の理』は現れなかったが、呉建常訳『天則百話』と金寿康・楊殿玉訳『道德法律進化之理』が広智書局から出版された。

広智書局は梁啓超と関係が深い。1901年の末、広智書局は上海で営業をはじめ、名義上は華僑の馮鏡如が発行人となっていたが、実際にこれを主宰していたのは梁啓超であった¹⁶。以上のような経緯を見ると、梁啓超が呉建常訳『天則百話』と金寿康・楊殿玉訳『道德法律進化之理』の出版に関与した可能性はかなり高い。

したがって、9点の中国語訳のうち、2点は梁啓超による翻訳であり、他の2点は彼が主宰した広智書局から出版されていたことになる。また、『道德法律之進歩』の中国語訳は最初に出洋学生編輯所から出版されたが、後に広智書局からも出された。佐藤慎一が指摘しているように、「(中国の)社会進化論の普及に最も貢献したのは、梁啓超である」といえるだろう¹⁷。

その四：初期の在日中国人留学生たちがその成果をあげる時期を迎えていた。

日清戦争(1894年～1895年)に敗れたのをきっかけに、中国では日本から学べという声が聞かれるようになった。1896年、日本史上初めての中国人留学生13名が総理衙門により派遣されて日本に到着した。戢翼翬(1878年～1908年)はその一人であった。戢翼翬の経歴に関して、さねとう・けいしゅうは次のように紹介している。「戢翼翬は亦楽書院(嘉納治五郎の塾にあらためてつけた名)に籍を

おくと同時に東京専門学校にまなんだ。その間、かれは日本の書籍を翻訳出版する訳書彙編社(東京)や出洋学生編輯所(上海)をつくり、また実践女学校長＝下田歌子とともに作新社をつくり、さかんに日本の書籍を翻訳出版した」¹⁸。

9点の中国語訳を発行した出版社を見ると、『道德法律之進歩』の中国語訳は出洋学生編輯所、『加藤弘之講演全集』の中国語訳は作新社、『人権新説』の中国語訳は訳書彙編社によって刊行され、『強者の権利の競争』の中国語訳は訳書彙編社のほか、作新社からも出版された。つまり、少なくとも4点の中国語訳に戢翼翬が関与したことが分かる。

また、『強者の権利の競争』の訳者である楊蔭杭と、『道德法律之進歩』の訳者である楊廷棟は、最初の13名の留学生ではないが、戢翼翬とともに東京専門学校(のちの早稲田大学)の学生であり、訳書彙編社のメンバーでもあった¹⁹。訳者の呉建常、陳尚素、金寿康、楊殿玉についての資料は発見できなかったが、当時の時代背景を考えると、彼らが留学生であった可能性は高いのではないだろうか。

III. 政治的立場の相違

前述したように、9点の中国語訳中、4点は梁啓超と深くかかわっており、4点は戢翼翬をはじめとする留学生に関係が深い。

その他、『太陽』第六卷第八号(1900年6月15日)に発表された加藤の「十九世紀に於ける思想の変遷」は、同年7月26日(旧暦七月一日)にその中国語訳が『清議報』第五十二冊に掲載されたが、訳者の署名がない。『革命逸史』によると、梁啓超のホノルル滞在中(1900年2月～7月)は麦孟華が梁の代わりに『清議報』の責任編集を担当し、欧榘甲、羅孝高、秦力山、蔡松坡、鄭貫一、周宏業な

どが論文・翻訳を担当した²⁰。したがって、「十九世紀に於ける思想の変遷」の中国語訳は、梁啓超の指示はあったかもしれないが、彼自身によるものではないだろう。

1898年10月から1911年までの亡命生活において、梁啓超はアメリカ、シンガポール、豪州、カナダなどを訪問したが、主な生活の拠点は日本にあった²¹。留学生たちが梁啓超の影響を受けて加藤の著作を翻訳したのかどうかは不明であるが、その可能性は否めない。しかし、ここで特に注目すべき問題は、戡翼翬、楊蔭杭、楊廷棟の政治的立場が梁啓超と異なっていたことである。

1898年の末、亡命生活を始めたばかりの梁啓超は清政府に対して、かなり憤慨した態度をとっている。彼は『清議報』第一冊に『論变法必自平満漢之界始』という時局論文を掲載し、数が少なく愚かで弱い満州族は特権を放棄すべきだと主張した²²。これに関して、浦嘉珉 (James Reeve Pusey) は、「孫文ではなく、梁啓超のほうがさきに社会ダーウィニズムを用いて満州族を批判するスローガンを掲げたが、……反満戦争を扇動するつもりはなかった」と述べている²³。

1899年、梁啓超は革命派の孫文 (1866年～1925年) と新党の結成について相談し、当初孫文が会長、梁啓超が副会長に就任する計画であった。しかし、この計画は密告され、当時シンガポールに滞在していた康有為を激怒させた。彼は梁啓超をハワイのホノルルに行かせ、君主立憲を目指す保皇会の結成を命じた²⁴。1900年2月から7月までホノルルに滞在した際、梁啓超は孫文の紹介状でそこにいた興中会のメンバーと知り合い、「名は保皇、実は革命」というスローガンによって彼らを保皇会に加入させた²⁵。『清議報』第五十二冊に「檀香山保皇宴会記」という文章が掲載され、1900年7月4日、即ち、アメリカの独立記念日に、ホノルルにおける保皇会のメン

バーが梁啓超のために送別会を開いた様子が描写されている²⁶。梁啓超は宴会で酒を献じて光緒帝の長寿を祝い、光緒帝が監禁されたことを憂慮している。しかも、この宴会の場で華僑から保皇会の経費を募りもした。1903年の冬、梁啓超が裏で孫文の海外革命団体を保皇団体に変えたことが孫文に察知され、二人は絶交した²⁷。

このような経緯を見れば、戊戌政変から1903年にかけて、梁啓超は孫文を始めとする革命派に接近したこともあるが、原則的には保皇派に属し、そのために活動していたことが分かる。とはいえ、『梁啓超伝』が指摘したように、「1903年以前、梁啓超は改良と革命の間で何度も動揺していた」のである²⁸。

その一方、『革命逸史』には、留学生の戡翼翬が孫文と親密に交際していたという記事が残っている²⁹。1901年6月25日 (旧暦五月十日)、革命排満を唱えた『国民報』が東京で発刊された。戡翼翬はこれに参加し、楊蔭杭、楊廷棟などはその主筆を務めた。この月刊誌は第四期まで発行されたが、その後資金不足のために停刊を余儀なくされた³⁰。馮自由 (1882年～1958年) によると、康有為、梁啓超らは戊戌政変以前も以後も数多くの新聞雑誌を発行したが、革命派のほうは到底それとは比べものにならなかった。とはいえ、「1900年以後、東京の中国人留学生は自由平等の学説を受け入れ、革命排満を主張する人がますます多くなった。『訳書彙編』、『開智録』、『国民報』などが現れ、その後、『湖北学生界』、『浙江潮』、『新湖南』、『江蘇』などの月刊誌も発行されて、留学界の有志者は興中会のリーダーたちと一体となった」という³¹。

すべての在日中国人留学生が革命派に属したわけではなかったが、戡翼翬、楊蔭杭、楊廷棟は最初から明確に革命を宣伝しており、

梁啓超の政治的立場とは異なっているのである。

IV. 『強者の権利の競争』とその中国語訳

1893年、『強者の権利の競争』が東京で出版された。加藤自身の回顧によると、彼は1882年の『人権新説』が十分に論述されなかったと考え、それ以来新著述に着手し、ようやく同書を出版した³²。『強者の権利の競争』は序論、総論、第一章～第十章、結論から構成され、天賦人権論を否定し、治者と被治者、上等族と下等族、自由民と不自由民、男子と女子、各国相互の間に起こる強者の権利の競争及び権利の進歩発展について分析した。加藤は、「凡ソ吾人ノ権利ハ、一ニ社会ニ於ケル競争ノ結果ニヨリテ強者ノ権利ヨリ生シ来ルモノニ外ナラス」と述べ、弱者は強者に抵抗できない故に、やむを得ず強者の権利を認許し、「強者ノ権利力遂ニ変シテ、制度上正当ノ権利トナル」と指摘している³³。

1899年10月25日（旧暦九月二十一日）、梁啓超は『清議報』第三十一冊で「論強権」という文章を發表し、「強者の権利」を「強権」と翻訳して、『強者の権利の競争』の内容を紹介した。加藤の主張に対する梁の見解について、これまでの研究は梁の数多くの文章を参照して次のように結論づけている。鄭匡民の分析によると、梁は加藤の「強権」論などを評価したが、民族主義がまだ形成されていなかった中国にとっては平権派（ルソーを始めとする民約論者）の理論のほうが良いと認識したという³⁴。李曉東は、「梁啓超は、「強権」論を受容することによって、「闘争のモチーフ」を受け継ぐと同時に、「天賦人権」の精神を人民の自由への意識を喚起し、「新民」を創出するものとして生かそうとした」と指摘している³⁵。また、川尻文彦は、すべての現象が権力関係に還元されるという

一目瞭然な図式が日本に亡命したばかりの梁の心を奮い立たせたと指摘し、同書は利己心と利他心について言及したが、「論強権」を書いた当時、梁は両者の関係に対してまだ関心を持っていなかったという³⁶。

「論強権」において、梁は「一身の自由が欲しければ、まずその身を強くしなければいけない。一国の自由が欲しければ、まずその国を強くしなければいけない」³⁷と自らの言葉で強調しており、自衛の立場で中国を強国にしたいという願望を述べている。しかも、専制主義に対して嫌悪感を示し、「専制主義の如きは、今日から見れば、誠に笑止で憎むべきである」³⁸と指摘した。また、加藤は原著で、フランス革命のことを指す場合に「革命」という語を用いているが³⁹、強者の権利の競争及び権利の進歩発展に関しては、「衝突」、「抗抵」（ママ）という語を用い、「革命」は用いていない。それとは対照的に、梁は、「近世は革命が一度起これば、強権を持つ人は必ず若干増加し、しかも、人群の文明は必ず一步進む」⁴⁰と指摘し、権利の進歩発展についての加藤の論述をまとめるこの一文においてあえて「革命」という語を用いている。前述したように、この時点で梁は孫文のほうに接近し、確かに「闘争のモチーフ」を受け継いだと思われる。しかし、1899年の康有為への手紙の中で、梁は「共和政体」を主張する一方で、「「革命」が成功する日、もし（光緒帝が）民の支持を得るならば、彼を大統領として推戴してもいい」⁴¹と述べ、革命派が主張する「革命」の内実とは異なるニュアンスでこの語を用いている。

中国では、おそらく梁の紹介によってその存在が注目されていたためもあり、加藤の著作は数多く翻訳された。その中で、もっとも影響力があったのは、楊蔭杭による『強者の権利の競争』の翻訳、『物競論』であった⁴²。

作家である楊蔭杭の娘、楊絳の回顧によれば、楊は1878年生まれで父も祖父もかつて小官吏であったが、財産は少なかった。しかし、彼は成績が優秀であったため、給費生として勉強を続けることができた。1895年に楊は天津中西学堂（北洋大学堂の前身）に、1897年には上海の南洋公学に入學し、1898年在学中に結婚、1899年に南洋公学から派遣されて日本へ留学することとなった⁴³。馮自由の『革命逸史』によると、1899年に南洋公学が日本へ派遣した学生は章宗祥、雷奮、楊廷棟、楊蔭杭、胡昶泰、富士英の計6名であり、彼らは日本語が分からなかったため、まず日本文部省が創設した日華学校で日本語などを勉強し、それからそれぞれの学校に進学した⁴⁴。胡昶泰を除き、ほかの5名はすべて訳書彙編社のメンバーであり、また、雷奮、楊廷棟、楊蔭杭、富士英は東京専門学校の学生であった⁴⁵。

第Ⅲ章の考察と合わせて考えるならば、楊蔭杭と楊廷棟の初期の経歴はほぼ同じであることが分かる。二人はともに南洋公学によって派遣され、日華学校に入り、東京専門学校に進学した。ともに訳書彙編社で翻訳活動を行い、革命排滿を唱える『国民報』の主筆を担当し、1902年に帰国後もともに南洋公学訳書院で翻訳の仕事に従事している。それだけではなく、二人はともに1902年12月に創刊された『大陸報』で主筆を務めていた⁴⁶。したがって、両者は加藤の著作に対して、同じ見方を持っていた可能性が高い。

これまで、加藤の主張に対する梁啓超の見解については多くの研究が存在する一方、在日中国人留学生たちが加藤の著作をどのように翻訳し、彼の著作にどのような立場をとっていたのかについては注目されてこなかった。前述したように、梁啓超と楊蔭杭との政治的立場は異なっている。したがって、『強者の権利の競争』とその中国語訳を採り上げ、楊

蔭杭のような初期の在日中国人留学生が具体的にどのように加藤の思想を受容したのかを考察する意義は極めて大きいと思われる。

楊蔭杭は『国民報』、『大陸報』の主筆を担当していたが、おそらくは清朝政府の追求を怖れて終始筆名を使い、あるいは無署名で記事を執筆したため、彼が書いた文章の特定はできない⁴⁷。彼の名前で出版された翻訳作品は『物競論』の他に一点だけ発見されているが、『名学』という論理学に関する書籍なので、彼の当時の思想を探るには、原著と訳書の比較によるしかないのである⁴⁸。

先行研究には、『強者の権利の競争』と『物競論』を比較するものが一点だけ存在する。この研究は楊蔭杭が嚴復の訳語を使用したことを指摘しているほか、原著に現れた西洋の学者の名前の訳語を考察しているだけで、楊による訳文の加筆、削除などについては何も言及していない⁴⁹。したがって、訳書を原著と比較することは意味があると思われる。

また、鄒振環の考察によると、『物競論』の雑誌連載版、訳書彙編社版、作新社版は内容が同じであるが、連載版には誤字や印刷時のミスが多く、後に出た訳書彙編社版、作新社版ではそれらが訂正されている⁵⁰。本稿は、これらの誤字やミス及び訳文の技術的な誤訳ではなく、訳者の意図的な翻訳作業に注目するため、最後に出版された作新社の第三版を用いて原著と比較することにしたい。

V. 原著と訳書の比較

嚴復訳の『天演論』は、英語の原著と比較して異なる部分が非常に多いが、それに比べて、楊蔭杭訳の『物競論』はかなり忠実な翻訳だと言える。『物競論』が連載された1901年、楊蔭杭は23歳で、日本語を学び始めてから二年しか経っていなかった。日本語の近代文体がまだ確立されていなかった時代に、加

藤弘之は漢文読み下し調で文章を書いた。つまり、漢字とカタカナが交じる文で、語順をひっくり返して少し整序すれば中国語になるので、日本語の翻訳は比較的簡単であったと言える。ところが、『物競論』においては、意図的な加筆や削除などがしばしば見られるのである。

ただし、『物競論』の凡例において、楊蔭杭は冗長・重複の部分を省略したり、原著の意味を変えずに訳文の順序を調整したりしたと述べているので、ここではこのような部分を考察対象とはしない。

1. ヨーロッパに対する認識

1882年に出版された『人権新説』の巻頭に、「優勝劣敗、是天理矣。加藤弘之」という題字がある。この「優勝劣敗」はダーウィンの「最適者生存」(survival of the fittest)の訳語であり、加藤による造語である⁵¹。適者を優者と見なし、不適者を劣者と見なす考え方は加藤から始まったのではない。欧米においては、進化論の影響で「諸個人の等級づけ」や「人種を順位づける」傾向がすでに生じており、「ヨーロッパの人々はほとんど常に、他人種を自分たちより劣っているとし、その劣等性の程度は、技術的・社会的発展のレベルで測られると考えていた」⁵²。

松本三之介は加藤の読書備忘録である『疑堂備忘』(1877年12月～1882年11月)を検討して、1879年頃より、加藤の「関心の方向も、人類の起源・高等動物と未開人種との比較・優劣人種間の生存競争等の問題にほとんど集約されている」と指摘した⁵³。また、『人権新説』中、加藤は「野蛮人種」を「最下等人種」と考え、野蛮人種は生存競争に全敗し、「断滅」、あるいは、「優等人種」である「欧米人民ノ制馭ノ下」に屈する運命にあると述べた⁵⁴。

この認識は1893年の『強者の権利の競争』においても変わらなかった。例えば、原著第四章に、彼は「くれむハ其開化史ノ論説ニ於テ歐洲人種ヲ敢為進取ノ氣象ヲ具備セル男ラシキ人種トシ、他人種ヲ怯懦退縮ノ氣象アル女ラシキ人種トシ」と、「くれむ」の説を紹介した⁵⁵。この文は楊蔭杭によって正確に翻訳されている⁵⁶。

加藤は欧州人種が敢為進取であることを認め、原著第九章において、男子と女子の間に起こる強者の権利の競争について分析し、「劣等人種」は夫権が極めて強大であるのに対し、ヨーロッパのほうが中世から「一夫一妻」の風俗があると述べた⁵⁷。その原因の一つとして彼は、「全ク歐洲人種ノ優等ニシテ敢為進取ノ氣象アリテ、永ク人類一半ノ強権ヲ許サハルノ致ス所ト云フヘキナリ」と指摘している⁵⁸。しかし、楊蔭杭はこの原文中の「優等」という語を翻訳しなかった⁵⁹。もしこのような削除が一か所に留まるなら、見落したという蓋然性は否めないが、ほかの訳文にも同じような削除が見られる。加藤が「歐洲ノ女子ハ其人種ノ優等ニシテ、敢為進取ノ氣象アルト並ニ其教育ノ夙ニ開ケテ為メニ、知識才能モ大ニ進歩シタルカ為メニ、妄ニ男子ノ圧制ノ下ニ屈服スルコトヲ肯セス……」⁶⁰と述べているところでも、楊蔭杭は「優等」という語を翻訳していないのである⁶¹。

ところが、楊蔭杭は『物競論』で「優」、「劣」のような表現を全面的に排除しているわけではない。動物界の生存競争において、「最モ優強者タル吾人は万種ノ劣弱動物ヲ征服」⁶²し、人類の社会において、「優強者カ権カヲ掌握シテ劣弱者ヲ征服」⁶³するといったような文は非常に忠実に翻訳している。しかも、「開化人民カ利害ノ異ナレル劣等人民ヲ恣ニ压倒スル」という原文に対して、楊蔭杭は「劣等人民」を「劣弱之種」と訳している⁶⁴。つまり、楊は優勝劣敗という図式を受

容する過程で、人種を優と劣に二分する観点に対して特に抵抗感はないように見えるが、ヨーロッパ人種が優等だとは言いたがらなかったのである。

しかしながら、このような翻訳手法は同時代のヨーロッパの開化を否定するものではない。楊蔭杭は加藤の「今日欧洲ノ最大開明」を「今日欧洲之文明」と翻訳し、ヨーロッパは確かに文明の状態にあることを認めるのだが、最高の文明の状態とは認めたくないのである（傍点筆者）⁶⁵。

このように、ヨーロッパの人種や文明に対して、加藤弘之と楊蔭杭が微妙に異なった見方を持つことは明らかである。その原因に関しては、以下の第3節でも分析したい。

2. 専制に対する認識

1883年から1886年にわたり、加藤は「自由」をめぐる草稿を書いた。最終版の草稿である「自由論」には、「自由（権力、強者ノ権利）ノ為メノ競争」、「治者ト被治者」、「貴族ト平民」、「男子ト婦人」、「強大ナル国ト弱小ナル国」などのような表現がよく見られる⁶⁶。この草稿は著作として出版されなかったが、『強者の権利の競争』へと至る加藤の思索を反映している。田中友香理は草稿「自由論」を考察し、「加藤において、最も理想的な統治形態は立憲君主制に求められて」と指摘した⁶⁷。

『強者の権利の競争』を読むと、加藤は明治維新後の立憲君主制をかなり評価していることがわかる。例えば、彼は第七章で上等族と下等族の間に起こる強者の権利の競争およびこの権利の進歩発展について論じ、明治維新を一つの例として挙げて、次のような論を展開した。

「貴族ノ専横カ決シテ永続スルコト能ワサルハ天則ノ当然」である。平民は知能を得て富裕となり、「新強者タル平民」は貴族と「相

衝突シ強々相對スルノ結果、遂ニ両強ノ権力相平均」せざるを得ない⁶⁸。江戸時代には、大名のその臣民に対する権力は極めて大きかった。「天則ハ決シテ其永続ヲ許スモノニアラサレハ、遂ニ維新大改革ノ時運ニ及ヒ、全世界ニ比類ナキ廢藩置県ノ盛挙ニヨリテ、大名ハ大ニ其特権ヲ除カレ、今日ハ華士族平民共ニ殆ト平等ノ権ヲ有シテ均シク。天皇陛下直隸ノ臣民トナルニ至レリ」⁶⁹。

このように、華族、士族、平民が法律上平等の権利を有するようになったのは、強者の権利の競争の結果であると加藤は解釈し、「四民平等」という明治政府のスローガンの合理性を肯定した。「全世界ニ比類ナキ」や「盛挙」などの言葉からも加藤が明治維新を称賛していることが窺える。この原文に対し、楊蔭杭は『物競論』で「天皇陛下直隸ノ臣民トナルニ至レリ」という文を削除した⁷⁰。

類似した翻訳作業は第六章にも見られる。加藤は、専制の政治を強者の権利の競争の結果と認識し、専制は必ずしも絶対的な悪政とは限らず、ある点において良政の場合もあると指摘して、明治維新の例を挙げた。「吾カ邦 皇政維新ノ後ニ 天皇陛下ハ専制ノ政ヲ以テ諸般ノ大革新ヲ施シ玉ヒ、殊ニ廢藩置県、武職解除ノ如キ、古今未曾有ノ事業ヲ短日月ニシテ遂ケ玉ヒシカ、是レ全ク万世一系ノ吾カ 天皇陛下ニシテ独リ能クシ玉フ所ニシテ、他邦易姓革命ノ君主等カ敢テ企及スヘキ所ニアラサルナリ」⁷¹。原著が出版された1893年という時点を考えてみるならば、1889年に大日本帝国憲法が、1890年には教育勅語が發布され、天皇制絶対主義はすでに完成しつつあった。明治維新を称賛したこの長い原文に対し、楊はただ、「日本之維新亦然」と七文字の訳文で済ませ、専制の明治維新も良政であると述べるにとどめている⁷²。

楊蔭杭は明治維新の成功を否定していないが、訳文はいかにも冷淡な態度を示しており、

明治天皇の役割を強調したが見えないように見える。『物競論』が連載された1901年は、戊戌変法が失敗してからまだ三年しか経っていなかった。明治維新を模倣し、光緒帝の支持のもとで行われたこの政治改革運動は、中国を立憲君主制国家へと形成しようとしたが、結局100日足らずで、西太后を始めとする守旧派に弾圧されて挫折した。楊が明治維新や明治天皇についての記述を省略したのは、戊戌変法の失敗を連想したからに違いない。しかも、1900年に「扶清滅洋」のスローガンを掲げた義和団は一時的に西太后に利用されたものの、すぐさま西太后自身に鎮圧された。これらの事件を背景にしていた楊蔭杭が専制的な清政府に好感を抱く理由はなかっただろう。

では、楊蔭杭はどのような政治体制を追求していたのか。それは彼の翻訳作業から読み取ることができる。第五章で、加藤は「草昧未開ノ社会」において、酋長の権力は大きく増長することができず、「人民ノ会議ヲ以テ政治ノ事ヲ議定スルハ普通ノ習慣」であると述べた⁷³。「後世王権ノ漸ク増大トナルニ随ヒ、人民会議ハ次第ニ衰ヘテ、其権力ヲ失フコトハナリ」という原文を翻訳するに際して、楊は「人民会議之良法」という表現を用いて「人民会議」に対する自身の評価を含めている⁷⁴。また、第六章で、加藤が「日耳曼（即ち、ゲルマン）民種ハ元来其氣象壮大ニシテ敢テ専制ノ下ニ屈服セサルモノナリケレハ、日耳曼民種ノ古代ノ氣象ノ猶ホ大ニ存セル各国ニアリテハ専制ノ力甚タ強大ナルコトヲ得サリキ」と述べているところで、楊蔭杭は原文を正確に翻訳したうえで、「ここからゲルマン民種の気性は非常に得がたく貴いことがわかる」と加筆して称賛している⁷⁵。人民会議を良法と評価し、専制に屈服しないゲルマン民種を称賛する加筆から、楊蔭杭が専制を

排し、「人民会議」つまり民主を重んじていることは明らかである。

さらに、第六章の最後の段落で、加藤は、「学者往々共和政治若クハ某君主国（英国等ノ如シ）ノ主権ヲ以テ全ク人民ノ手中ニ在リトナシ、政府ヲ以テ全ク人民ノ傭僕ノ如ク認ムル者ナキニ非ス」と述べ、このような考え方を「謬説」と批判しているが⁷⁶、楊蔭杭はこの計16行にわたる段落を全く翻訳せず済ませた⁷⁷。その理由は彼が加藤の批判に同意できず、主権在民に賛成していたからであると考えられる。

つまり、訳文における加筆や削除から、楊蔭杭は、中国が明治維新のような漸進的改革を実施できないことを認識し、それを称賛する加藤の著書を翻訳しつつも、その主旨に反して専制に反対し、民主共和を主張していたことが分かるのである。

3. 亜細亜人種に対する認識

『強者の権利の競争』が公刊されたのは、まだ日清戦争（1894年～1895年）以前の1893年であった。明治維新を満足げに回顧していた加藤は原著第六章で「亜細亜人種ハ怯懦退縮ノ性質ニシテ女ラシキ」ことを認めたが、日本と中国をその例外として扱った⁷⁸。彼は、「但シ亜細亜人種中ニアリテモ、日本及ヒ支那ノ如キハ決シテ他各国ノ如ク女ラシキ人民ニアラサレハ、他各国ト日ヲ同クシテ論スヘカラサルハ勿論ナリ、殊ニ日本ニ於テ既ニ立憲政体ヲ設立シタルカ如キハ日本人民ノ最モ他邦ニ優ル所以ヲ証スルニ足ルト云フヘキナリ」と説明し、「立憲政体」を確立したことは日本の人種の優秀さを証明するものであるという⁷⁹。しかし、この箇所を楊蔭杭は訳文から削除した⁸⁰。

また、「亜細亜人種ハ日本支那等ヲ除クノ外、多クハ怯懦退縮ニ安スル所ノ女ラシキ性質アルカ故ニ、遂ニ専制ニ抗抵スルコト能ハ

スシテ、遂ニ永続セシムルニ至リタルカ為メナリ」⁸¹という原文に対し、楊蔭杭の訳文は、日本語に訳せば以下のようなになる。「亜細亜人種の性質は怯懦退縮である。故に専制は一朝一夕に脱出できるものではない。これも欧州人種と亜細亜人種との強弱の差に原因がある」⁸²。

この訳文から三つの問題が見てとれる。

その一：前述の例と同様、楊蔭杭はこの訳文においても、日本と中国をアジアから除いて例外扱いすることに反対し、「亜細亜人種ハ日本支那等ヲ除クノ外、多クハ怯懦退縮ニ安スル所ノ女ラシキ性質アル」を「亜細亜人種の性質は怯懦退縮である」と翻訳してアジアを一体視している。訳書の『物競論』が公刊されたのは1901年である。中国は1895年に日清戦争で敗北し、1898年に戊戌変法が失敗、1900年には北京が八ヶ国連合軍に占領された。このような政治状況のなかで、楊蔭杭が中国をアジアの例外と考えたはずはない。また、楊蔭杭は明治維新の成功を否定しなかったとは言え、専制に反対する以上は専制政治を実施する日本を例外扱いするわけにはいかなかっただろう。日本も中国も専制に屈服しているからには、アジアの他の国と大した差異がないのではないかと彼は考えたにちがいない。

その二：楊蔭杭は「遂ニ専制ニ抗抵スルト能ハスシテ、遂ニ永続セシムルニ至リタルカ為メナリ」という原文を「故に専制は一朝一夕に脱出できるものではない」と翻訳した。加藤から見れば、日本と中国を除く亜細亜人種はほとんど怯懦退縮に安んずるため、専制支配から脱する見込みがない。その一方、楊は、日本と中国を含め、亜細亜人種が専制支配から脱することは容易ではないが、その可能性は否定できないと主張している。

その三：楊蔭杭は原文を翻訳したうえで、さらに、「これも欧州人種と亜細亜人種の間

の強弱の差に原因がある」という文を加筆した。第1節で分析したように、楊蔭杭は人種を優と劣に二分する観点に対して特に抵抗感はないように見えるが、欧州人種が優等だという表現は回避した。しかし、この訳文で、彼は欧州人種を「強」、亜細亜人種を「弱」と認めている。一見すると、「優」と「強」は同義、「劣」と「弱」は同義のように思われるが、そのニュアンスは微妙に相違する。

加藤の言葉からは、日本と中国の人種は優秀であるため、専制支配は永続する可能性がないという論理が読み取れる。換言すれば、彼の頭の中で人種の優等は強者になる前提であり、劣等人種が強者になる可能性は否定されている。この認識は、彼の他の著作からも窺える。1893年11月、加藤は『強者の権利の競争』の日本語版刊行の少し前に、『雑居尚早』という著作を出版した。その中に次のような文がある。「吾か日本人は他の亜細亜人種に反して、敢為進取の気象ありて、且つ頗る伶俐敏捷なる人民なり、故にこそ僅々二三十年にして能く社会の一大改良を成すを得」たというのである⁸³。

しかし楊蔭杭にとって、現在の人種の等級は固定的なものではなく、優等人種が必ずしも永遠に優等とは限らず、劣等人種が必ずしも永遠に劣等に屈しているわけではない。したがって、彼は同時代の欧州人種を「強」、亜細亜人種を「弱」としたうえで、弱者がいつか強くなることを期待したのではないだろうか。

4. 国家間の競争に対する認識

『強者の権利の競争』第十章で、国家間に起こる強者の権利の競争およびこの権利の進歩発展について、加藤は次のような論理を展開した。「強者ノ権利ナルモノハ必ス利己的ニ発動スルモノナルカ故ニ、強弱両者カ相対スルトキハ、強者ハ敢テ弱者ノ利害ヲ顧ミス、

只管自己ノ利益ヲノミ是レ謀ラントスルハ、即チ天則ニシテ、此天則ハ列国交際ニ於テ最モ盛ニ行ハルモノ」である⁸⁴。開化人民が劣等人民を圧制することは野蛮未開の人民に不幸をもたらすが、それは人類の文明開化を促進し、天則に従うものだと彼は指摘した⁸⁵。侵略を正当化するこのような論理を、楊蔭杭は忠実に翻訳している。

『物競論』の凡例において、楊蔭杭は次のように述べた。「本書が展開した論理はすべて生存競争、優勝劣敗の理に基づいており、そこに含まれる内容は豊かで、言葉も刺激的である。読者の自強への意欲を刺激し進取の気性を励ますことが本書の主旨である」⁸⁶。

『強者の権利の競争』は繰り返し強者の権利を強調し、「権力、権勢、強者ノ権利、及ヒ自由権等ノ語ハ、之ヲ学理的ニ解釈スル時ハ全ク同一ノ意味トナル」と主張している⁸⁷。本書を読むならば、誰でも強者になりたいという気持ちが湧いてくる。しかし、日本人の加藤が目指すのは、日本に帝国主義的国家への道を歩ませることであり、本書からは常に他国侵略の野心が読み取れる。一方、中国人の楊蔭杭は、中国の自衛の立場に立っている。加藤が侵略を正当化する文を忠実に翻訳したのは、中国人読者に刺激を与え発憤させるためであり、楊蔭杭自身はもちろん、植民地化しつつある中国が侵略されることを深く憂慮していた。

例を挙げれば、第十章で加藤は「宇内統一国」の成立を想像して次のように述べている。「余カ想像スル所ニ拠レハ、宇内統一国ハ決シテ全世界文野(ママ)ノ万国カ相協同シテ建設スルモノニハアラスシテ、唯僅々ノ文明強大国カ専ラ其利害ヲ同クスル点ヨリ相合シテ建設スルモノ」である⁸⁸。田頭慎一郎が指摘したように、「近代日本の進化論受容において、……加藤のように利己心を中心に据えながら協同主義的な社会構想を述べたことは特

殊な事例であった」⁸⁹。とはいえ、加藤から見れば、この協同主義は少数の文明強大国の間だけで可能であり、「野蛮未開国」の人民のほうは断滅し、あるいは、有名無実の権利自由しか持たず、開化民に使役され、国土は占領され、植民地となる運命にある⁹⁰。では、宇内統一国を建設する国とはどのような国なのだろうか。常に欧州人種を優等人種として強調し、日本と中国をアジアの例外と見なす加藤はここでも「欧米各国ト及ヒ他洲一二ノ文明国(日本及ヒ支那ノ如シ)」を挙げている⁹¹。これに対して、日本と中国を例外扱いたくない楊蔭杭は、当然ながら、「日本及ヒ支那ノ如シ」を削除して訳した⁹²。日本と中国の将来に関して、加藤は「余ハ此両国民ノ如キハ将来ノ宇内統一国建設ニ就テハ必ス十分ナル実力ヲ以テ之ニ加入スルコト必然ナラント信スルナリ」と、自信満々に語っている。この文を含む段落は計9行から成り、専ら日本と中国の優越性を説いているが、楊蔭杭はこの段落を完全に削除したのである⁹³。

本書で加藤は、権利の進歩発展に関して、弱者が新強者となって、旧来の強者と衝突し、とうとう両者の権力が均衡し、旧来の強者から制度上の権利が認許されるようになると繰り返して説明した。彼は弱者が強者になる可能性を肯定しているが、それはどの人種、どの国にも当てはまるわけではなく、人種が優秀であることがその前提である。そのため、上述したように、加藤は日本と中国を除くアジア諸国の運命が植民地化を免れ得ないと指摘し、日本と中国以外のアジア諸国が強国になる可能性を否定した。というのも、第3節で分析したように、加藤にとって、優等人種と優等人種の国には明るい将来があるが、劣等人種は決して強者になれず、劣等人種の国は決して強国になれないからである。

加藤が描いた日本と中国の目指すべき未来像は、植民地を獲得し、欧米各国に負けない

帝国主義的国家になることであった。その一方、楊蔭杭の翻訳には、日本と中国を特別視せず、アジア全体が抱える共通の問題、つまり欧米からの圧力と植民地化の危機を、専制からの脱出と民主化によって克服しようとする彼自身の立場が窺える。原著から強い刺激を受け、中国を植民地化の運命から救い出すことを願った楊は、加藤の『強者の権利の競争』が説く優勝劣敗思想の刺激を最大限保持した上で、そこに革命派のメッセージを込めて翻訳したのだと言えよう。だからこそ、楊蔭杭訳の『物競論』は当時の中国人に大いに歓迎されたのではないか。

VI. おわりに

以上、本稿では、加藤弘之の著作の中国語訳に関する史料を整理することで、9点の中国語訳のうち、約半分が保皇派の梁啓超にかかわり、約半分が革命派の戡翼翬にかかわるものであることを明らかにした。戡翼翬は初期の在日中国人留学生として、出版界で活躍していた。彼が主宰した訳書彙編社で、在日中国人留学生たちは日本語の書籍を数多く翻訳し、楊蔭杭と楊廷棟はその中堅の訳者として、戡翼翬と同じく革命派に属していた。

また、加藤弘之著『強者の権利の競争』と楊蔭杭訳『物競論』を比較する作業を通じて、両者の思想における相違点を探り、その意味を分析した。加藤は欧州人種、日本人種、中国人種を優等だと認識しており、人種が優等であることを強者となる前提としている。明治維新の成功を誇る加藤は、日本が帝国主義の強国になることを期待し、侵略を正当化した。それに対して、楊蔭杭は人種の優劣は変動し得るものだと考え、弱者が強者になる可能性を肯定した。さらに、訳文における加筆・削除箇所から、楊蔭杭が加藤の意図に反して立憲君主制的専制への反感を持ち、民主主義的政治手段を評価していたことを突き

止めた。つまり、楊が訳した『物競論』は、加藤の『強者の権利の競争』とは異なる政治的メッセージを発信していたのである。このことと関連して今後は、楊がなぜ加藤が主張するアジア諸国における日本と中国の優位性を支持せず、1901年という時点で、専制をアジアの抱える共通の問題と捉える立場をとったのか、その背景についてもさらに深く考察する必要があるだろう。

脚注*

¹ 名古屋大学国際言語文化研究科。

² 例えば、本稿が引用した先行研究のほか、以下のような業績を参照した。桐村彰郎「加藤弘之の転向」『法学雑誌』14(2)、1967年11月、111-140頁；植手通有「明治啓蒙思想の形成とその脆弱性——西周と加藤弘之を中心として」植手通有編『西周 加藤弘之』中央公論社、1984年、5-66頁；中野目徹「洋学者と明治天皇——加藤弘之・西村茂樹の「立憲君主」像をめぐる」沼田哲編『明治天皇と政治家群像——近代国家形成の推進者たち』吉川弘文館、2002年、100-136頁；佐藤太久磨「加藤弘之の国際秩序構想と国家構想——「万国公法体制」の形成と明治国家」『日本史研究』557、2009年1月、26-46頁；田中友香理「加藤弘之『人権新説』の再検討」『近代史料研究』9、2010年、18-40頁；工藤豊「明治維新前後の日本の啓蒙思想——加藤弘之の初期思想を中心として」『佛教経済研究』44、2015年、7-32頁。

³ 松本三之介 [1]、2頁。

⁴ 渡辺和靖 [2]、17-18頁。ここで参照した論文は加藤の後期思想を分析し、思想全体をまとめたものである。初期思想と中期思想については渡辺和靖 [3]、渡辺和靖 [4] を参照のこと。

⁵ 王中江 [5]、49頁を参照。

⁶ 9点の中国語訳中、「各国憲法異同論」、「十九世紀思想変遷論」、「物競論」、「加藤博士天則百話（一）」、『加藤弘之講演集』第一及び第二冊、『人権新説』の計6点入手し、検討した。加藤弘之著、梁啓超訳 [6]、739-744頁；加藤弘之著、梁啓超訳 [7]、807-812頁；加藤弘之著、訳者無記名、[8]、3339-3342頁；加藤弘之著、梁啓超訳 [9]、2871-2882頁。そのほか、中国語訳に関する情報は以下の資料を参照した。王中江 [5]、49頁；加藤弘之著、楊蔭杭訳 [10]、395-419頁；実藤恵秀監修、譚汝謙主編 [11]、14頁、16頁；孫宏云 [12]。『道德法律進化之理』は中国国家図書館 [13] が所蔵。

⁷ 1895年（明治28）5月12日、加藤弘之は東京学士会院の例会で「各国憲法の異同」という表題で講演を行った。その講演内容は同月28日発行の『東京学士会院雑誌』第十七編之五に収録された。加藤弘之 [14] を参照。加藤照麿編 [15] 第四冊；加藤照麿編 [16] 第二冊にも収録されている。

⁸ 1931年に出版された中国語訳は以下の通り。加藤弘之著、王璧如訳 [17]。

⁹ 胡適著、吉川幸次郎訳 [18]、103頁。

¹⁰ モース著、石川欣一訳 [19]、58頁を参照。

¹¹ 加藤弘之 [20] 188-189頁を参照。加藤はダーウィンの名前を「多賓」、「ダルキン」と記し、ダーウィンの著書は、「多賓氏書」、「多賓氏著書」としてタイトルを挙げていない。

¹² 加藤弘之著、楊蔭杭訳 [21]、1頁。中国語の原文：是書係日本貴族院議員男爵加藤弘之所著。加藤之学宗尚德国、為日本維新以来講求德学者之山斗（句読点は筆者による）。『物競論』の訳文には句読点があるが、凡例には句読点がない。

¹³ 加藤弘之 [22]、285頁。

¹⁴ 同上、285-286頁。

¹⁵ 加藤弘之著、梁啓超訳 [9]、2879頁。梁啓超の案語：訳者案唯物的利己心。本文未有説明。博士別有所著「道德法律進化之理」一書。言之最詳。他日当訳之。

¹⁶ 張朋園 [23]、398頁を参照。

¹⁷ 佐藤慎一 [24]、1070頁。

¹⁸ さねとう・けいしゅう [25]、39頁。

¹⁹ 同上、259-260頁を参照。さねとう・けいしゅうは1902年（明治35年）6月発行『訳書彙編』第2年第3期所載の社告を利用して訳書彙編社の名簿を作成した。

²⁰ 馮自由 [26]、第四集、98頁。

²¹ 李喜所、元青著 [27]、588-589頁、124頁を参照。

²² 梁啓超 [28]、7-12頁を参照。

²³ James Reeve Pusey [29]、p.182。日本語訳は筆者。

²⁴ 馮自由 [26]、第四集、97-98頁を参照。

²⁵ 興中会は孫文が1894年に華僑を中心に結成した最初の革命的秘密政治結社である。その宣言には清朝打倒（驅除韃虜、恢復中華）と共和政体樹立（創立合衆政府）が明記されている。

²⁶ 無記名 [30] 3357-3359頁を参照。

²⁷ 李喜所、元青著 [27]、131頁を参照。

²⁸ 同上、181頁。石雲艷 [31]、369頁によると、梁啓超の亡命生活における政治立場の大きな転向は二回あったという。一回目は戊戌政変を契機に、トップダウン型の漸進的な維新改良の主張から革命・共和に転向した。二回目は1903年5月から10月までのアメリカ訪問を契機に、再び改良を主張するようになり、「開明専制論」（1906年）を打ち出した。しかし、梁啓超のアメリカ訪問以前の活動を見ると、梁が動揺せずに革命・共和を主張したとは言えない。梁の活動については、丁文江、趙豊田編 [32] を参照のこと。

²⁹ 馮自由 [26]、第三集、44頁を参照。

³⁰ 同上、初集、96-97頁を参照。

³¹ 同上, 10-11 頁.

³² 加藤弘之 [33], 496 頁を参照. 1893 年 (明治 26) 5 月に東京でドイツ語版の『強者の権利の競争』が出版され, 11 月には日本語版, 翌年にはベルリン版も出版された. 田畑忍は同書が「加藤弘之の業績の中心をなすもので, 謂はば彼の思想的峠とも言ふべきもの」であると評価している. 田畑忍編, 加藤弘之著 [34], 61 頁を参照のこと.

³³ 加藤弘之 [35], 239 頁. 原著には句読点がないが, 引用する際に筆者が付した.

³⁴ 鄭匡民 [36], 181-227 頁を参照.

³⁵ 李曉東 [37], 176 頁.

³⁶ 川尻文彦 [38], 258 頁, 262 頁を参照.

³⁷ 梁啓超 [39], 1997 頁. 原文: 欲自由其一身, 不可不先強其身. 欲自由其一国, 不可不先強其国. 句読点は筆者による.

³⁸ 同上, 1998-1999 頁. 原文: 如專制主義, 自今日視之, 誠為可笑可憎.

³⁹ 加藤弘之 [35], 186 頁を参照. 「西曆千七百年ノ末ニ佛国ニ大革命起コルニ方リ」という文がある.

⁴⁰ 梁啓超 [39], 1999 頁. 原文: 近世経一次革命, 則有強権之人必增多若干. 而人群之文明必進一級. 「中国史叙論」(1901 年)において, 梁は乾隆帝 (1711 年~1799 年) 末期から梁の同時代に至るまでを「近世」としている. 梁啓超 [40], 12 頁を参照.

⁴¹ 馮自由 [26], 第二集, 29 頁. 原文: 将来革命成功之日, 倘民心愛戴, 亦可举為總統.

⁴² 『物競論』の影響に関して, 鄒振環 [41], 150-152 頁を参照のこと.

⁴³ 楊絳 [42], 84-88 頁を参照.

⁴⁴ 馮自由 [26], 初集, 132 頁.

⁴⁵ さねとう・けいしゅう [25], 259-260 頁を参照.

⁴⁶ 鄒振環 [43], 109-111 頁を参照. 戢翼翬の字は元丞である. 鄒の調査によると, 月刊誌

の『大陸報』は戢翼翬が創立した作新社によって公刊されたという.

⁴⁷ 楊絳の回顧によると, 楊蔭杭は 1902 年に帰国後も引き続き革命を唱え, 危うく清朝政府に逮捕されそうになったが, 1906 年にアメリカへ留学した後, 頭を冷やしたという. 詳細は楊絳 [42], 92-93 頁を参照のこと. また, 楊絳はのちに, 1920 年から 1925 年に執筆された楊蔭杭の時事評論を出版しているが, 本稿の参照資料とはならない. 詳細は, 楊絳編 [44] を参照のこと.

⁴⁸ 鄒振環 [45], 123 頁を参照. 楊蔭杭が編訳した『名学』は 1902 年 5 月に東京で出版され, その直後に『名学教科書』というタイトルで上海の文明書局によって出版された.

⁴⁹ 李冬木 [46], 8-16 頁を参照.

⁵⁰ 鄒振環 [41], 150-151 頁を参照.

⁵¹ 加藤弘之 [47], 22 頁を参照. 「余ハ此一大定規ヲ称シテ優勝劣敗ノ定規ト云ハント欲ス. この文から優勝劣敗が加藤弘之の造語であることが分かる.

⁵² ピーター・J・ボウラー著, 鈴木善次ほか訳 [48], 459 頁.

⁵³ 松本三之介 [1], 18 頁.

⁵⁴ 加藤弘之 [47], 87-89 頁を参照.

⁵⁵ 加藤弘之 [35], 71 頁. 前掲, 田畑忍編, 加藤弘之著 [34] は原著をそのまま収録しているが, 本稿の比較作業では初版の哲学書院版を使用する. また, 引用文中の「くれむ」(Gustav Friedrich Klemm, 1802 年~1867 年) はドイツの民族学者である.

⁵⁶ 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21], 36 頁. 楊蔭杭の訳文: 葛雷牟著開化史. 論歐洲人種有敢為進取之氣. 故其性屬陽. 而其他入種. 則懦弱退縮. 故其性屬陰.

⁵⁷ 加藤弘之 [35], 185 頁. 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21], 91 頁. 楊蔭杭は原文の「劣等人種」を「劣弱之人種」と訳している.

- ⁵⁸ 加藤弘之 [35] , 185 頁.
- ⁵⁹ 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 91 頁. 楊蔭杭の訳文: 蓋歐洲人種有敢為進取之氣象. 故強權普于人類初不以男女而分.
- ⁶⁰ 加藤弘之 [35] , 190—191 頁.
- ⁶¹ 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 94 頁. 楊蔭杭の訳文: 歐洲之女子蓋由歐洲人種有敢為進取之氣象. 且教育有素. 才識殊衆. 故不受男子之压制.
- ⁶² 加藤弘之 [35] , 5 頁. 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 3 頁. 楊蔭杭の訳文: 蓋唯以至優至強之人類. 而征服各種劣弱之動物.
- ⁶³ 加藤弘之 [35] , 34 頁. 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 16 頁. 楊蔭杭の訳文: 優強者掌握權力. 以征服其劣弱者.
- ⁶⁴ 加藤弘之 [35] , 217—218 頁. 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 107 頁. 楊蔭杭の訳文: 文明之民. 肆其力以制劣弱之種.
- ⁶⁵ 加藤弘之 [35] , 157 頁. 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 79 頁.
- ⁶⁶ 加藤弘之 [49] , 287 頁を参照.
- ⁶⁷ 田中友香理 [50] , 43 頁.
- ⁶⁸ 加藤弘之 [35] , 129—131 頁.
- ⁶⁹ 同上, 132 頁. その後の段落で, 加藤はヨーロッパの貴族と平民が実はそれほど平等ではないと指摘し, 明治社会でも華族, 士族, 平民が完全に平等になったわけではないことを暗示している.
- ⁷⁰ 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 66 頁. 楊蔭杭の訳文: 然此法断無可久之理. 故明治維新. 廢藩置県. 而大名之特權. 乃一律廢除. 今日則華族士族平民一律平等. 較之往古誠不可同日語矣.
- ⁷¹ 加藤弘之 [35] , 105 頁.
- ⁷² 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 54 頁.
- ⁷³ 加藤弘之 [35] , 81—82 頁.
- ⁷⁴ 同上, 82 頁. 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 41 頁. 楊蔭杭の訳文: 後世君權日益強大. 而人民會議之良法. 漸以不振.
- ⁷⁵ 加藤弘之 [35] , 98 頁. 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 50 頁. 楊蔭杭の訳文: 日耳曼民種. 則氣象雄大. 不甘屈服於專制之下. 故各国之中. 其猶帶古代日耳曼民種之氣象者. 其專制之力. 往往不能強大. 夫乃知日耳曼民種之氣象為可貴也.
- ⁷⁶ 加藤弘之 [35] , 112—113 頁.
- ⁷⁷ 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 57 頁.
- ⁷⁸ 加藤弘之 [35] , 92 頁.
- ⁷⁹ 同上, 93 頁.
- ⁸⁰ 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 47 頁.
- ⁸¹ 加藤弘之 [35] , 104 頁.
- ⁸² 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 53 頁. 楊蔭杭の訳文: 亜人懦弱退縮. 故專制不能驟去. 此亦歐亜人種強弱之原矣.
- ⁸³ 加藤弘之 [51] , 40 頁. 句読点は筆者による. 『雜居尚早』は 1893 年 (明治 26) 11 月 24 日に刊行され, 『強者の権利の競争』は同年 11 月 29 日に刊行された.
- ⁸⁴ 加藤弘之 [35] , 208 頁. 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 102 頁を参照. 楊蔭杭の訳文: 強者之權利. 必因利己而起. 故強弱相遇. 強者但謀一己之利. 而不顧弱者之害. 各国之際. 胥用此道.
- ⁸⁵ 加藤弘之 [35] , 219 頁, 224 頁を参照.
- ⁸⁶ 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 1 頁. 原文: 是書所言, 皆生存競争優勝劣敗之理. 其義富, 其詞危, 務使人發憤自強, 以凶進取, 此其本旨也. 句読点は筆者による.
- ⁸⁷ 加藤弘之 [35] , 45 頁.
- ⁸⁸ 同上, 235 頁.
- ⁸⁹ 田頭慎一郎 [52] , 311 頁.
- ⁹⁰ 加藤弘之 [35] , 234—235 頁を参照.
- ⁹¹ 同上, 233 頁.
- ⁹² 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 116 頁. 楊蔭杭の訳文: 歐米各国. 及他洲一二文明之國.
- ⁹³ 加藤弘之 [35] , 234 頁. 加藤弘之著, 楊蔭杭訳 [21] , 116 頁を参照.

*参考文献

- [1] 松本三之介「加藤弘之における進化論の受容」『社会科学論集』9, 1962年3月, 1-24頁
- [2] 渡辺和靖「加藤弘之の後期思想——近代日本に於ける「儒教」の運命」『日本思想史研究』6, 1972年12月, 1-19頁
- [3] 渡辺和靖「加藤弘之の初期思想——西洋的政治原理と儒教」『日本思想史研究』4, 1970年8月, 59-72頁
- [4] 渡辺和靖「加藤弘之の所謂「転向」——その思想史の位置付け」『日本思想史研究』5, 1971年5月, 18-31頁
- [5] 王中江『進化主義在中国的興起——一個新的全能式世界觀：增補版』中国人民大学出版社, 2010年
- [6] 加藤弘之著, 梁啓超訳「各国憲法異同論」『清議報』第十二冊, 光緒二十五年三月十一日, (『清議報』報館編『清議報』第一冊, 中華書局, 2006年10月) 739-744頁
- [7] 加藤弘之著, 梁啓超訳「各国憲法異同論」『清議報』第十三冊, 光緒二十五年三月二十一日, (同上『清議報』第一冊) 807-812頁
- [8] 加藤弘之著, 訳者無記名, 「十九世紀思想變遷論」『清議報』第五十二冊, 光緒二十六年七月一日(同上『清議報』第四冊) 3339-3342頁
- [9] 加藤弘之著, 梁啓超訳「加藤博士天則百話(一)」『新民叢報』第二十一号, 光緒二十八年十一月一日(梁啓超主編『新民叢報』第四冊, 中華書局, 2008年) 2871-2882頁
- [10] 加藤弘之著, 楊蔭杭訳「物競論」坂崎斌編『訳書彙編』第八期, 1901年8月28日(坂崎斌編『訳書彙編』台湾学生書局, 1966年, 395-419頁に収録)。
- [11] 実藤恵秀監修, 譚汝謙主編『中国訳日本書総合目録』中文大学出版社, 1980年
- [12] 孫宏云「楊廷棟：訳介西方政治学的先駆者」『中国社会科学報』, 2015年3月6日
- [13] 中国国家図書館のホームページ：
<http://www.nlc.gov.cn/>
- [14] 加藤弘之「各国憲法の異同」『東京学士会院雑誌』第十七編之五, 1895年5月, 214-237頁
- [15] 加藤照麿編『加藤弘之講論集』第三, 四冊, 敬業社, 1899年
- [16] 加藤照麿編『加藤弘之講演全集』第一, 第二冊, 丸善株式会社, 1900年
- [17] 加藤弘之著, 王璧如訳『自然界之矛盾與進化』世界書局, 1931年
- [18] 胡適著, 吉川幸次郎訳『四十自述』創元社, 1940年
- [19] モース著, 石川欣一訳『日本その日その日 2 [全3巻]』平凡社, 1970年
- [20] 加藤弘之「疑堂備忘 第一冊」(1877年12月~1879年5月), 大久保利謙, 田畑忍監修, 上田勝美, 福嶋寛隆, 吉田曠二編『加藤弘之文書』第一巻, 同朋舎, 1990年, 161-191頁
- [21] 加藤弘之著, 楊蔭杭訳『物競論』作新社, 1903年
- [22] 加藤弘之『天則百話』博文館, 1899年
- [23] 張朋園「広智書局(1901-1915): 維新派文化事業機構之一」『中央研究院近代史研究所集刊』第二期, 1971年6月, 397-415頁
- [24] 佐藤慎一「梁啓超と社会進化論」『法学』59(6), 1996年, 1067-1113頁
- [25] さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』くろしお出版, 1970年
- [26] 馮自由『革命逸史』, 中華書局, 1981年
- [27] 李喜所, 元青著『梁啓超伝(修訂本)』人民出版社, 2010年

- [28] 梁啓超「論變法必自平滿漢之界始」『清議報』第一冊, 光緒二十四年十一月十一日, (前掲『清議報』第一冊) 7—12 頁
- [29] James Reeve Pusey. *China and Charles Darwin*. Harvard University Asia Center. 1983.
- [30] 無記名「檀香山保皇宴會記」『清議報』第五十二冊, 光緒二十六年七月一日 (前掲『清議報』第四冊) 3357—3359 頁
- [31] 石雲艷『梁啓超與日本』天津人民出版社, 2005 年
- [32] 丁文江, 趙豐田編『梁啓超年譜長編』上海人民出版社, 1983 年
- [33] 加藤弘之「経歴談」(1896 年), 植手通有編『西周 加藤弘之』中央公論社, 1984 年, 463—501 頁
- [34] 田畑忍編, 加藤弘之著『強者の権利の競争』日本評論社, 1942 年
- [35] 加藤弘之『強者の権利の競争』哲学書院, 1893 年
- [36] 鄭国民『梁啓超啓蒙思想的東学背景』上海書店出版社, 2003 年
- [37] 李曉東『近代中国の立憲構想——嚴復・楊度・梁啓超と明治啓蒙思想』, 法政大学出版社, 2005 年
- [38] 川尻文彦「「進化」與加藤弘之, 嚴復, 梁啓超——近代日中之間關於「進化」的「概念」関連」鄭大華, 黃興濤, 鄒小站主編『戊戌變法與晚清思想文化轉型』社会科学文献出版社, 2010 年, 244—269 頁
- [39] 梁啓超「論強權」『清議報』第三十一冊, 光緒二十五年九月二十一日 (前掲『清議報』第二冊) 1993—1999 頁
- [40] 梁啓超「中国史叙論」(1901 年) 梁啓超『飲冰室合集・文集之六』中華書局, 1989 年, 1—12 頁
- [41] 鄒振環『影響中国近代社会的一百種訳作』中国對外翻譯出版公司, 1996 年
- [42] 楊絳「回憶我的父親」羅兪君編, 楊絳著『楊絳散文』浙江文芸出版社, 1994 年, 82—137 頁
- [43] 鄒振環「戡元丞及其創辦的作新社與『大陸報』」『安徽大学学报(哲学社会科学版)』2012 年第 6 期, 2012 年 11 月, 106—116 頁
- [44] 楊絳編『楊蔭杭集』中華書局, 2014 年
- [45] 鄒振環「辛亥前楊蔭杭著訳活動述略」『蘇州大学学报(哲学社会科学版)』, 1993 年第一期, 1993 年 2 月, 121—126 頁
- [46] 李冬木「關於物競論」『魯迅研究月刊』2003 年 3 月, 8—16 頁
- [47] 加藤弘之『人権新説』谷山楼, 1882 年
- [48] ピーター・J・ボウラー著, 鈴木善次ほか訳『進化思想の歴史(下)』朝日選書, 1987 年
- [49] 加藤弘之「自由論(三—1)」大久保利謙, 田畑忍監修『加藤弘之文書 第二卷』同朋舎, 1990 年, 285—321 頁
- [50] 田中友香理「『人権新説』以後の加藤弘之: 明治国家の確立と「強者ノ権利」論の展開」『史境』64, 2012 年 3 月, 35—54 頁
- [51] 加藤弘之『雜居尚早』哲学書院, 1893 年
- [52] 田頭慎一郎『加藤弘之と明治国家: ある「官僚学者」の生涯と思想』学習院大学, 2013 年